

## 自主規制モニター会議議事要旨（2023年3月30日）

### I. 日時：

2023年3月30日（木）14時00分～16時00分

### II. 場所：

日本公認会計士協会 公認会計士会館2階 ホール2（オンライン会議併用）

### III. 出席者：

#### ○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

大場 昭義委員、小林 麻理委員（議長）、園 マリ委員、林 謙太郎委員、松野 正人委員、三宅 弘委員（副議長）、森本 学委員

#### ○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、鶴田 光夫（副会長）、佐藤 久史（専務理事）、伏谷 充二郎（監査・規律担当常務理事）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、湯川 喜雄（品質管理担当常務理事）、江見 睦生（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

### IV. 議事要旨：

#### 1. 自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度、個別事案審査制度及び審査申立て制度の運営状況、及び公認会計士・監査審査会の行政処分勧告又は金融庁の処分が行われた監査事務所（監査調書の整理、管理及び保存に関し適切な運用がなされていないこと、及びこれに端を発する不適切な検査対応に起因し、監査法人の業務運営が著しく不当であるとされた監査事務所）に係る対応状況について、担当役員から報告があった。

#### 2. 自主規制の活動報告（論題）

##### (1) 公認会計士法改正への対応

上場会社等監査人登録制度の導入（法定化）に伴う現行制度の見直し

前回会議からの継続報告として、上場会社等監査人登録制度の概要について、担当役員から説明があった。

##### (2) 公認会計士資格の表記に関する誤りへの対応

前回会議からの継続報告として、公認会計士資格の表記に関する誤りへの対応状況について、事務局から説明があった。

### (3) 継続的専門研修制度の見直しに係る対応

継続的専門研修の不適切受講を契機とする継続的専門研修制度の見直しについて、担当役員から説明があった。

## 3. 意見交換

上記1及び2に関連して、委員から以下の意見があった。

### (1) 自主規制制度の運営状況（上記1関係）

#### ① 行政処分勧告等対象監査事務所に係る対応関係

- 品質管理レビュー制度は、監査事務所の協力義務の下で成り立っている部分があると思われるが、監査調書の差替え等に係る同様の事例が立て続けに発生していることを踏まえると、監督機能の面からより厳しい対応の検討が必要になることもあるだろう。品質管理レビューの受け手である監査事務所に対し、公認会計士の社会的役割を踏まえた品質管理の重要性や品質管理レビュー制度の意義を周知徹底することが重要である。
- 1年に満たない期間で同様の事例が2件発見されたことは非常に重い問題と捉えており、協会として留意事項（通知）を发出されたことは、信頼性確保の観点から重要な取組である。  
他方で、200に満たない上場会社監査事務所のうち2監査事務所（1%超）でこうした事象が発見されたことは、個々の監査事務所の倫理意識の問題にとどまらない大きな問題が背景にあるのではないかと懸念を抱く。監査調書の保管に十分に留意し、その重要性を確認するよう訴えるだけでなく、監査調書の電子化が改ざん防止の有効な手立ての一つであるならば、コスト面などの課題はあるものの、具体的な対応時限を示す形で整備を求めていくようなことについて、検討の余地があるのではないか。
- 監査調書の電子化に当たっては、堅牢なセキュリティ体制を敷く必要があるが、セキュリティ面も含め、中小監査事務所が万全の体制を整備していくにはかなり厳しい面もあるため、協会として様々な観点から有効な支援策を講じてもらいたい。
- 本件は監査事務所内の内部統制の整備・運用に関する問題と思われる。監査調書を電子化したらそれで万全ということではなく、電子化はあくまで一つのツールである。コンプライアンスの重要性についての啓発活動、電子化を含む再発防止のためのツール、当該ツールの有効性の確認、といったPDCAを確実に回せる

体制を各監査事務所が整備すること、そして、当該 PDCA の有効性を協会の品質管理レビューにより確認していくことが重要である。

## ② 品質管理レビュー制度関係

- 品質管理レビュー制度において、監査事務所の品質管理体制に極めて重要な不備が見受けられたような場合には、監査業務の「辞退勧告」措置が講じられるとされており、中には改善が図られず、繰り返し当該措置を受ける監査事務所もあるとのことである。一般的に、自主規制団体の制裁の仕組みとして、精神的な制裁と経済的な制裁があると思われるが、「辞退勧告」はあくまで勧告であり、精神的な制裁としての効果はそれほど得られないのではないかと。過怠金などの金銭的なペナルティを課す仕組みを設けることについて、検討の余地があるように思う。自主規制機能を協会自らが守らなければならず、そういった仕組みが用意されていることで、会員の意識も違ってくると思われる。
- 品質管理レビュー制度の実効性の問題は、必ずしも制度の問題とは限らず、マインドセットの問題ではないかとの印象を受ける。
- 企業にとって、監査人が協会の処分又は当局の行政処分を受けた事実は非常に重い。当該処分が監査人の経済的利益を奪うかどうかにかかわらず、処分を受けたことの公表の度合いによって、企業側にとっての重みは違ってくる。
- 品質管理レビューにおいて極めて重要な不備事項が見受けられ、改善を勧告されたにもかかわらず改善しない場合に、その事実を公表する仕組みを検討してはどうか。また、品質管理レビュー全体の動きや傾向の公表についても検討されると良い。業界としてどのような分野・事項について問題が見受けられるか、全体感を示すことは、外部から見て注意すべきポイントが把握でき、有益である。
- 制裁の議論もあるが、監査品質を高めることの方がより重要である。外部評価が監査品質の向上に資する点において、公表には大きな意味があるため、一層の充実を図られたい。

## (2) 公認会計士資格の表記に関する誤りへの対応状況（上記 2 (2) 関係）

- 監査事務所内の情報の一元化が図られていない、又は不十分とのことだが、監査事務所のガバナンスや内部統制といった問題に関わるため、協会として、事実を周知し、現状を修復すると共に、前向きな改善を促していかなければならない。

- 監査事務所は企業の情報開示の信頼性を確保する立場にありながら、自らの情報が外部に出ていくことに対して非常に鈍感であり、姿勢・スタンス・心掛けの問題に加え、内部統制が機能していなかったことを深く反省しなければならない。今後、監査事務所が開示する情報が一段と重要になってくるため、監査事務所の内部統制の充実・強化の点からも協会としてモニタリングしてもらいたい。

### (3) 継続的専門研修制度（CPE 制度）関係（上記 2 (3) 関係）

- 今般の見直しにより、課題であった不適切な履修申告の態様が明確になり、適切な対応が図られたと思われる。今後の運用において、態様や不適切性の度合いに応じ、きめ細かく処分等の措置が講じられることを期待する。
- 今般の見直しにより一通り短期的な課題への対応がなされたとのことであり、今後のフォローアップの観点から、会員歴の浅い会員のみならず、財務諸表利用者や監査制度のステークホルダーに向けても、CPE (CPD) 制度が社会的にどのような意義を持つのか、協会として説明責任を発揮されてはどうか。
- 監査制度の信頼性が危うくなるような事態が明らかになったことを踏まえ、見直しが行われた経緯もあり、CPE (CPD) 制度が有効に機能しているかフォローアップし、その過程で見直すべき点があれば随時改善を図っていく姿勢が重要である。
- 公認会計士の社会的役割はますます大きくなっており、サステナビリティ情報をはじめ、様々な領域で公認会計士の能力開発が求められている。取り組むべき課題は山積しており、公認会計士の能力開発に繋がるよう、協会として情報発信・啓発に取り組んでももらいたい。
- 「やらされ感」からいかに自主的に取り組むか、マインドセットを変える工夫が必要である。

以 上

お問い合わせ先 日本公認会計士協会 自主規制本部 E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp
---